路線名　北海道横断自動車道黒松内北見線

道路の区域

区間	敷地の幅員延長
北海道足寄郡陸別町字陸別原野西一線五四番四から同町字ポントシュベツ原野西三線一〇番まで	四〇・〇〇～二五七・二二メートル　四・八三七キロメートル

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第百九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年七月二十日

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
石狩市厚田区望来四三六番一地先から同市厚田区望来三五番六地先まで	前	一七・八〇～五〇・六九メートル　〇・〇三七キロメートル
	後	一七・八〇～五二・七六メートル　〇・〇三七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十日

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道沙流郡平取町振内町二八一番三から同町振内町三五番一まで	前　A	二二・三六～二九・一〇メートル　〇〇・五六三キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　B	一一・二〇～六六・七七　〇〇・六一二	
	A	二二・三六～二九・一〇　〇〇・五六三	
	B	一二・二〇～六六・七七　〇〇・六一二	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第百九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十日

北海道開発局長　今　日出人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十七号	北海道沙流郡平取町振内町二八一番三から同町振内町三五番一まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　平成二十八年七月二十日

国会事項

参議院

当選通知書受領

七月十五日内閣総理大臣臨時代理から、七月十日執行の参議院議員通常選挙の結果、次のとおり当選した旨の通知書を受領した。

［比例代表］

○自由民主党
徳茂　雅之　青山　繁晴
中西　哲　今井絵理子
小川恵里子　藤木　眞也
進藤金日子　高階恵美子
藤井　基之　阿達　雅志
小川　克巳　宮島　喜文
園田　修光

○民進党
小林　正夫　濱口　誠
有田　芳生　川合　孝典
江崎　孝　那谷屋正義
藤末　健三　白　眞勲

○公明党
長澤　広明　秋野　公造
熊野　正士　谷合　正明
宮崎　勝　横山　信一
日本共産党　濱田　昌良
市田　忠義　田村　智子
岩渕　友　武田　良介

○おおさか維新の会
片山虎之助　渡辺　喜美
石井　章　石井　苗子

○社会民主党
福島　瑞穂

○生活の党と山本太郎となかまたち
青木　愛

［選挙区］

○北海道
長谷川　岳　鈴木　エリ

○青森県
田名部匡代　鉢呂　吉雄

○岩手県
木戸口英司

○宮城県
桜井　充

○秋田県
石井　浩郎

○山形県
舟山　康江

○福島県
増子　輝彦

○茨城県
岡田　広

○栃木県
郡司　彰

○群馬県
上野　通子

○埼玉県
中曽根弘文

○千葉県
関口　昌一

○東京都
猪口　邦子

○神奈川県
蓮村田　山添　拓

○新潟県
三原　順子

○富山県
中西　健治

○石川県
森　裕子

○福井県
野上浩太郎

○山梨県
直岡田　樹

○長野県
山崎　正昭

○岐阜県
宮澤　由佳

○静岡県
杉尾　秀哉

○愛知県
渡邉　猛之

○三重県
岩井　茂樹

○滋賀県
芝　博一

○京都府
小鑓　隆史

○大阪府
二之湯　智

新居　るい
福山　哲郎

浅田　均
石川　博崇

髙木佳保里
伊藤　孝江

○兵庫県
末松　信介

西田　実仁
小西　洋之
菊地とし子
小川　敏夫
三浦　信祐
真山　勇一
大野　元裕
元榮太一郎
中川　雅治
朝日健太郎
平山佐知子
齋藤　嘉隆
伊藤　孝恵
里見　隆治
小鑓　隆史
片山　大介